

項番	頁番号	行番号	項目	種類	意 見	理 由	回 答
1	6 -		1 調達案件の概要 表 2 関連する調達案件の一覧	4	本調達の契約締結日及び落札者決定時期がいずれも「令和 7 年 3 月頃」とありますが、想定されている作業着手日（契約締結日）は3月初旬という理解で正しいでしょうか。 正しい認識の場合、それぞれの時期を具体的に明記してほしいです。	落札者決定から契約締結までに、2週間～1ヶ月程度かかると想定しており、落札者決定時期と契約締結日が同時期なのかを把握するため。 体制を準備する上で、人員の配置時期を把握するため。	現時点において、契約締結まで含めて令和7年3月を想定しています。
2	9 -		2 業務の実施内容 (1) 業務実施計画書等の作成	3	「業務実施計画書」及び「業務実施要領」の記載内容は「標準ガイドライン第3編第7章設計・開発」の最新版で定義されているものとする。」とありますが、「標準ガイドライン第3編第7章設計・開発」は参考にする程度としていただきたいと思います。	本事業の業務内容は工程管理支援であり、「標準ガイドライン第3編第7章設計・開発」は開発事業者向けの記載内容であり、全ての記載内容に受注者は準拠が難しいため。	御意見を踏まえ、仕様書2（1）を以下のとおり修正します。 ＜当初＞ 「業務実施計画書」及び「業務実施要領」の記載内容は「標準ガイドライン第3編第7章設計・開発」の最新版で定義されているものとする。 ＜修正後＞ 「業務実施計画書」及び「業務実施要領」の記載内容は「標準ガイドライン第3編第7章設計・開発」の最新版で定義されているものを 参考 とする。
3	10 -		2 (3)	3	追加文案（3文目の後ろに追加） 「…これらの支援にあたっては当省の…目指すものとする。 なお当省が管理する端末等を使用する場合は、適宜当省担当者と調整すること。 受注者は上記を実現するため、…」	情報提供や調整、マニュアル作成等において、貴省端末を借用したうえで実施するものも含まれると想定しており、作業内容を明確化するため	御意見を踏まえ、仕様書2（3）を以下のとおり修正します。 ＜当初＞ これらの支援にあたっては当省の要望が的確に反映されるよう、情報提供、改善提案等を実施し、その結果、十分な品質のシステムの稼働を目指すものとする。 受注者は上記を実現するため、設計構築支援の業務として、以下を実施すること。 （略） イ デジタル庁が提供するサービスを利用するにあたり、当省が保有するデータをGSS 環境へ移行する作業や、当省職員及び 大臣官房情報システム室担当職員（以下、「担当職員」という。） 向けマニュアル作成の 支援を実施 すること。 ＜修正後＞ これらの支援にあたっては当省の要望が的確に反映されるよう、情報提供、改善提案等を実施し、その結果、十分な品質のシステムの稼働を目指すものとする。 なお、当省が管理する端末等を使用する場合は、大臣官房情報システム室担当職員（以下、「担当職員」という。）に承認を得ること。 受注者は上記を実現するため、設計構築支援の業務として、以下を実施すること。 （略） イ デジタル庁が提供するサービスを利用するにあたり、当省が保有するデータをGSS 環境へ移行する作業について、当省職員及び担当職員向けマニュアルを作成すること。 また、当省関連調達受注者が作成するマニュアルについて、当省の技術支援を実施すること。
4	10 -		2 (3) イ	3	「当省職員及び大臣官房情報システム室担当職員（以下、「担当職員」という。）向けマニュアル作成の支援」について、貴省や関連調達受注者や本調達事業者など作成作業主体を明示いただけませんか	作業主体を明確化することで、見積精度向上を図るため	御意見を踏まえ、仕様書2（3）イを以下のとおり、修正します。 ＜当初＞ デジタル庁が提供するサービスを利用するにあたり、当省が保有するデータをGSS 環境へ移行する作業や、当省職員及び大臣官房情報システム室担当職員（以下、「担当職員」という。）向けマニュアル作成の 支援を実施 すること。 ＜修正案＞ デジタル庁が提供するサービスを利用するにあたり、当省が保有するデータをGSS 環境へ移行する作業について、当省職員及び担当職員向けマニュアルを作成すること。 また、当省関連調達受注者が作成するマニュアルについて、当省の技術支援を実施すること。
5	10	26	(3) 設計構築支援	4	当省職員及び大臣官房情報システム室担当職員向けマニュアル作成について、現時点で作成想定のマニュアルの詳細をご教示いただくことは可能でしょうか？ （想定マニュアル数や、作成対象サービスなど）	費用の積算に必要となるため。	御意見を踏まえ、仕様書2（3）イを以下のとおり、修正します。 ＜当初＞ デジタル庁が提供するサービスを利用するにあたり、当省が保有するデータをGSS 環境へ移行する作業や、当省職員及び大臣官房情報システム室担当職員（以下、「担当職員」という。）向けマニュアル作成の 支援を実施 すること。 ＜修正案＞ デジタル庁が提供するサービスを利用するにあたり、当省が保有するデータをGSS 環境へ移行する作業について、当省職員及び担当職員向けマニュアルを作成すること。 また、当省関連調達受注者が作成するマニュアルについて、当省の技術支援を実施すること。
6	10 -		2 (3) エ および オ	3	修文案（1文目を修正） 「…当省設備・機器の設定変更が必要な箇所などを明らかにし、 当省関連調達受注者により提示される移行設計書などに 対し、技術支援を実施すること。なお、…」	移行設計書作成は各貴省関連調達の事業者で実施され、本調達の作業範囲としてはアドバイザー等の技術支援を行うことと理解しており、作業範囲を明確化するため	仕様書2（2）に記載するとおり、「デジタル庁、当省関連調達の受注者（以下、「当省関連調達受注者」という。）、原課室、当省職員等のステークホルダー間の調整」を想定しているものであり、当省関連調達受注者に限定されないため、意見は採用しません。
7	11 -		2 (3) オ	3	修文案（1文目を修正） 「 〇〇個程度ある 個別システムのGSS接続に向けて…」	個別システムの対象原課との調整が支援内容に含まれているため、対象のシステム数や原課数等をお示しいただくことで、見積精度を向上させるため	御意見を踏まえ、仕様書2（3）オを以下のよう に修正します。 ＜当初＞ 個別システムのGSS接続に向けて必要に応じ、情報提供や調整等を行った上で、当省設備・デバイスの設定変更が必要な箇所などを明らかにし、 （略） ＜修正後＞ 100個程度ある 個別システムのGSS接続に向けて必要に応じ、情報提供や調整等を行った上で、当省設備・デバイスの設定変更が必要な箇所などを明らかにし、（略）
8	16 -		2 (3) オ	3	「個別システムのGSS接続に向けて必要に応じ、情報提供や調整等を行った上で、…」とありますが、どのような作業なのか明示いただけますでしょうか	例えば個別システム側の設計書レビューや進捗管理等は、個別システム側で実施いただく想定ですが、作業範囲を明確化するとともに、見積精度を向上させるため	「情報提供や調整等」については、例えばデジタル庁からGSS接続に関する情報を個別システムの担当者へ提供することや接続テストに関する日程調整等を想定しています。

項番	頁番号	行番号	項目	種類	意 見	理 由	回 答
9	11	-	2 (3) カ	3	修正案 (1文目を修正) 「当省が受入テストのテスト計画書の作成や受入テストを実施するに当たり、各当省関連調達受注者により実施される環境整備等に対し、技術支援を行うこと。」	環境整備は各貴省関連調達の事業者で実施され、本調達の作業範囲としてはアドバイス等の技術支援を行うことと理解しており、作業範囲を明確化するため	御意見を踏まえ、仕様書 2 (3) カを以下のように修正します。 ＜当初＞ 当省が受入テストのテスト計画書を作成するに当たり、環境整備やテスト実施等の技術支援を行うこと。 ＜修正後＞ 当省が受入テストのテスト計画書の作成や受け入れテストを実施するに当たり、当省関連調達受注者が実施する環境整備等に対し、技術支援を行うこと。
10	10	26	(3) 設計構築支援	4	現行の基盤情報システムのサービス仕様や、操作マニュアルは、公示後資料閲覧することは可能でしょうか？	より有効となる提案を求めるため。	仕様書 8 (1) カに記載のとおり。
11	14	-	図 3 本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制及び (2) 作業要員に求める資格等の要件	3	「図 3 本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制」と「(2) 作業要員に求める資格等の要件」とで整合がとれていないように見受けられます。 図 3：業務遂行責任者、業務担当者 (2)：全体責任者、作業責任者 記載を統一していただきたいです。	体制に対する要求事項を正確に把握するため。 ＜修正案＞ 全体責任者 作業責任者	御意見を踏まえ、仕様書 3 図 3 の記載を以下のようにいたします。 ＜当初＞ 業務遂行責任者 業務担当者 ＜修正案＞ 全体責任者 作業責任者
12	16	-	3 (2) イ (イ)	2	修正案 (個別システムやソフトウェアのクラウド化 経④を修正) 「当省関連調達において想定されるグループウェア製品および、GSSが提示する接続条件を満たすグループウェア製品に関して…」	グループウェア製品の設計構築業務の経験のみでは、関連する調達案件で構築・運用するサービスに関する技術支援を行うことができない可能性があるため	当省関連調達において想定するグループウェア製品は特定できないため、意見は採用しません。
13	17	-	(4) プロジェクト計画に関する事項	4	P17の(4) プロジェクト計画に関する事項には「・・・プロジェクト計画書を策定し・・・」とありますが、P9の(1) 業務実施計画書等の作成には「プロジェクト実施計画書の記載」について、記載されています。 記載を統一していただきたいです。	本業務において作成する成果物を正確に把握するため。	「プロジェクト実施計画書」の記載が見当たらないため、そのままとさせていただきます。